社会福祉法人日本キングス・ガーデン　役員等報酬規程

（目的）

1. この規程は、社会福祉法人日本キングス・ガーデンの役員及び評議員等の報酬等に

ついて定めるものである。

（定義）

1. 本規程でいう役員とは、理事、評議員及び監事をいう。

（理事会及び評議員会の出席報酬等）

1. 理事及び監事が理事会に出席したときには、別表により報酬及び交通費を支払う。

なお同日に併せて法人の業務を行った場合は、第４条に定める報酬は支払わないものとする。

２　評議員が評議員会に出席したときには、別表により報酬及び交通費を支払う。なお理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬等は支払わないものとする。また同日に併せて法人の業務を行った場合は、第４条に定める報酬は支払わないものとする。

（役員の勤務報酬等）

1. 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業

務に当った場合は別表により報酬等を支払う。

　２　理事または評議員が理事会または評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当った場合は、別表により報酬等を支払う。

　３　監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務に当った場合は、別表により報酬等を支払う。

（出張旅費）

1. 役員が法人業務のため出張する場合は、別に定める社会福祉法人日本キングス・ガ

ーデン旅費規程により日当及び旅費を支給する。

２　業務遂行に必要な経費は、実費を支給する。

３　旅費等は原則として精算による支払いとするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することが出来る。

（兼務役員）

1. 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、こ

の規程を適用することが出来る。

附　則

この規程は、平成２７年　１月　１日より適用する。

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　称 | 報　酬　額 | 備　　考 |
| 理事長業務報酬 | １００,０００円 | 月額（相談内容、業務内容を書面により記録すること） |
| 理事及び評議員業務報酬 | １０,０００円 | 日額（交通費別途） |
| 監事監査指導報酬 | １０,０００円 | 日額（交通費別途） |
| 理事会及び評議員会出席報酬 | ５,０００円 | １回（交通費別途） |

※その他旅費及び交通費等については、日本キングス・ガーデン旅費規程によるものとする。